

上毛町産材活用促進事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、森林環境の保全、森林の整備及びその促進を図るとともに、地域産材である京築ヒノキの地産地消による活用促進及び安定的な木材需要の確保を行い、林業及び地域経済の活性化を目的に、上毛町産材を使った住宅の新築及び増改築等を行う者に対し、予算の範囲内において、上毛町産材活用促進事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、上毛町補助金等交付規程（平成17年告示第6号。以下「規程」という。）に定めるもののほか、その交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 上毛町産材 上毛町内の森林から産出されたヒノキの原木を上毛町内で製材されたものをいう。
- (2) 住宅 自らが居住しようとするために用いる家屋（店舗併用住宅を含む）をいう。
- (3) 税金等 市町村税、住宅使用料、上水道使用料、下水道使用料（農業集落排水使用料を含む）、保育料、放課後児童クラブ保育料、後期高齢者医療保険料、介護保険料をいう。
- (4) 暴力団、暴力団員 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号から第5号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員をいう。
- (5) 補助対象者 町内に自らが居住する住宅の新築及び増改築等を行う者で第3条の要件を満たす者をいう。
- (6) 補助対象住宅 町内において、上毛町産材を使用して新築及び増改築等を行った住宅で第4条の要件を満たすものをいう。
- (7) 補助対象年度 補助金申請書を提出する日の属する年度をいう。
- (8) 申請者 補助金の交付を受けようとする者をいう。
- (9) 交付対象者 第7条の規定により補助金の交付決定を受けた申請者をいう。

(補助対象者)

第3条 補助対象者は、次の要件を満たすものとする。

- (1) 住宅完成後、速やかに入居し、5年以上定住すること。
- (2) 町内に住民登録されている者、もしくは町外に住民登録されている

者であって、住宅の新築及び増改築等を行うことに伴い、町内に住民登録される予定の者であること。

(3) 補助対象者及び補助対象住宅完成後の同一世帯に属する予定の者全員が税金等の滞納がないこと。

(4) 暴力団、暴力団員ではないこと又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

(補助対象住宅)

第4条 補助対象住宅は、次の要件を満たすものとする。

(1) 上毛町産材を3 m³以上使用すること。なお、増改築等については、1 m³以上とする。

(2) 製材所等事業所及び原木市場等にて上毛町産材を使用した旨の証明ができるもの。

(3) 原則として補助対象年度の3月31日までに完成するもの。

(補助金額)

第5条 補助金の額は、使用した上毛町産材1 m³につき100,000円(1,000円未満の端数が生じたときは、端数を切り捨てるものとする。)とし、補助金の限度額は1,500,000円とする。

(交付申請)

第6条 申請者は、上毛町産材活用促進事業費補助金交付申請書(様式第1号)に次の各号に掲げる書類を添えて、別に定める期日までに町長に提出しなければならない。ただし、同条第1項第5号に規定する書類については、町外に住民登録されている者が申請する場合に提出するものとする。

(1) 位置図、平面図、立面図等(上毛町産材の使用箇所を明らかにしたもの)

(2) 誓約書兼同意書(様式第2号)

(3) 上毛町産材使用明細計画・実績書(様式第3号)

(4) 工事請負契約書等の写し

(5) 税金等の滞納がないことを証する書類(申請日前30日以内に交付を受けたもの)

(6) その他町長が必要と認める書類

(交付決定)

第7条 町長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、申請者に上毛町産材活用促進事業費補助金交付(不交付)決定通知書(様式第4号)により通知するものとする。

(補助事業の内容の変更)

第8条 交付対象者は、補助事業の内容について変更をしようとするときは、あらかじめ上毛町産材活用促進事業費補助金変更承認申請書（様式第5号）を町長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 町長は、前項の規定により補助事業の内容の変更を承認したときは、交付対象者に上毛町産材活用促進事業費補助金変更承認通知書（様式第6号）により通知するものとする。

（補助事業の延期または廃止）

第9条 交付対象者は、補助事業が第4条第1項第3号に規定する期日までに完成する見込みがない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、上毛町産材活用促進事業延期（廃止）承認申請書（様式第7号）を別に定める期日までに町長に提出し、その承認を受けなければならない。なお、延期が可能な期日は、補助対象年度の翌年度の別に定める期日までとする。

2 町長は、前項の規定により補助事業の延期又は廃止を承認したときは、交付対象者に上毛町産材活用促進事業延期（廃止）承認通知書（様式第8号）により通知するものとする。

（実績報告）

第10条 交付対象者は、補助対象住宅の引渡しを受けた日から30日以内又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに、上毛町産材活用促進事業費補助金実績報告書（様式第9号）（以下「実績報告」という。）に次の各号に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。なお、第9条第2項に規定する補助事業の延期の承認を受けた場合は、補助対象住宅の引渡しを受けた日から30日以内に実績報告を提出しなければならない。

- （1） 上毛町産材出荷証明書（様式第10号）
- （2） 上毛町産材使用明細計画・実績書（様式第3号）
- （3） 補助対象住宅の完成を証する書面（工事引渡（受渡）書の写し等）
- （4） 材料及び竣工写真（上毛町産材の使用を明らかにしたもの）
- （5） 補助対象住宅の所在地に住民登録した交付対象者の住民票謄本（続柄が入ったもの）
- （6） その他町長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第11条 町長は、前条の規定による報告を受けた場合は、書類の審査及び必要に応じて現地調査を行い、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定内容（第8条に基づく承認を受けたときは、当該承認を受けた内容を含む。）及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、上毛町産材活用促進事業費補助金交付確定通知書（様式第11号）

により交付対象者に通知するものとする。

(補助金の請求等)

第12条 前条の規定による通知を受けた交付対象者は、補助金の請求を受けようとするときは、上毛町産材活用促進事業費補助金交付請求書(様式第12号)を町長に提出するものとする。

(補助金の交付決定の取消し等)

第13条 町長は、交付対象者が補助金の交付の決定を受けた場合又は補助金の交付を受けた場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は補助金の交付を停止し、補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(1) 虚偽の申請をしたとき

(2) 補助金の交付の条件に違反したとき

(3) 前2号に掲げるもののほか、この告示の規定に違反したとき

2 町長は、交付対象者が補助対象住宅の引渡しを受けた日から起算して5年以内に、当該住宅を第三者へ譲渡し、又は解体したときは、補助金の全部又は一部を次のとおり返還させるものとする。

経過年数	返還を求める金額
1年未満	交付確定額の100%
1年以上2年未満	交付確定額の80%
2年以上3年未満	交付確定額の60%
3年以上4年未満	交付確定額の40%
4年以上5年未満	交付確定額の20%

(その他)

第14条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、公布の日から施行し、令和8年6月1日から適用する。